

イギリスの大学制度に関する歴史的研究についてのレビュー

学校開発政策コース 山崎 智子

A Review on the Historical Studies of University System in the United Kingdom

Tomoko YAMAZAKI

This paper sets out to review literature on state-university relationships in the United Kingdom. Berdahl (1959) regarded the University Grants Committee (UGC) as an ideal agency which maintained a desirable relationship between the state and the universities. Though Berdahl's theory has been widely accepted, Vernon (2004) claimed that the state had strong influence on the universities in a prehistory of the UGC. The prehistory can be divided into four periods: the foundation of modern universities, the beginning of the university grants, the incorporation of civic universities, and the establishment of the UGC. In order to clarify the state-university relationships, these issues should be analysed.

目次

1. 課題設定
2. 近代的大学設立に関する研究動向
3. 市民カレッジと科学技術、補助金交付に関する研究動向
4. 市民カレッジの大学昇格に関する研究動向
5. UGCの設立に関する研究動向
6. 考察とまとめ

1. 課題設定

本稿の目的は、イギリスの大学制度に関する歴史的研究についてレビューすることである。

サッチャー政権下で、1988年のUGCの廃止、1988年教育改革法によるポリテクニク・高等教育カレッジの法人化、1992年継続・高等教育法によるポリテクニク・高等教育カレッジの大学昇格、などといった一連の高等教育改革が行われた。その後も、授業料の導入（ブレア政権）、高等教育管轄省庁の再編（ブラウン政権）、授業料の大幅値上げ（キャメロン政権）などが実施／決定された。このようなサッチャー以降の高等教育改革については、大学の自治を侵すものであるとして、改革当時以降、現代にいたるまで根強い批判がある（Berdahl 1990など）。

このような批判の背景には、イギリスにおける大学は自律性の高い機関であり、国家と大学の「緩衝装置」として知られる1919年設立の大学補助金委員会（University Grants Committee, 以下UGC）があるためにその財政のほとんどを国庫に依存しても大学自治

は保護される、と考えられてきたことがある。いわゆる「support without control」の原則である（馬場 1968など）。こうしたイギリスにおける国家と大学との関係について通説的な評価はバーダールの歴史的研究に基づくものである。大学と国家の関係について体系的に考察したバーダール（1959）はUGCを「国家のニーズと大学の自治という対立する要求を調和するのに可能な限りの良い方法」（Berdahl 1959：194）であると高く評価した。このようなバーダールのUGC＝「善意のエージェンシー（benign agency）」であるという評価は広く受け入れられている（Shattock 1994：ix）。また、これまでの研究の特徴として、国家—大学関係は補助金問題に集約されるとするものがほとんどであったことが挙げられる。

その一方で近年、これまでの国家—大学関係観とは異なった、国家の高等教育制度に対する影響の大きさを指摘する研究も見られるようになってきた。例えばヴァーノン（2001）は、1919年設立のUGCを「国家の官僚化された機関」と見なしているサルター&タッパー（1994）の立場を基本的に支持しながらも、国家が1919年以前から大学に強い影響力をもっていたと主張している。彼はUGC成立に至るまでの19世紀後半から20世紀初頭までの時期こそがイギリスにおける国家—大学間関係の理念を理解するうえで重要であるとした。また、彼は市民カレッジ（19世紀以降地方都市に設立された高等教育機関のこと）の発展に関して「補助金、規則、そして究極的には勅許状を通じて、国家は地方大学が新たな大学部門へと変容するよう助けた（Vernon 2001：269）」と指摘している。こ

の指摘は示唆に富むものではあるが、具体的に、どのように政府が市民カレッジの発展に関与しようとしたのかについては言及していない。彼の挙げた3点のうち、補助金と規則はUGCの創設にかかわる問題、勅許状は19世紀末から20世紀初頭にかけての市民カレッジの大学昇格運動に関わる問題であるとまとめることができる。

以上を踏まえ、本稿では国家—大学間関係に関わる先行研究を整理・検討し、これまでの議論で明らかにされていない部分を指摘することを目的とする。国家—大学間関係の在り方という視点から考えると、UGCが設立されるまで4つの時期区分があると考えられる。すなわち、①近代の大学（ロンドン大学と市民大学）の生成期、②近代の大学の発展期（補助金交付問題）、③市民カレッジの大学昇格期（勅許状による大学設置認可）、④近代の大学とオックスブリッジ等その他の大学の接近期（UGC創設）、である。以下、この区分に従って、関連する先行研究を整理していく。

2. 近代の大学設立に関する研究動向

19世紀にイギリスでは大きく分けて二種類の近代の大学が設立された。ロンドン大学と市民大学である。中世以降イングランドにおいてはオックスフォードとケンブリッジ以外の大学は存在しなかった。両大学は（他の多くのヨーロッパの中世大学と同じように）神学校として出発し、神学と密接な関わりを持つ機関であった。入学に際してもいわゆる「英国国教会39箇条」の宣誓が必須とされたために、国教徒以外の者は大学からは排除され、スコットランドなどイングランド外の大学で学ぶよりほかなかった。このようなオックスブリッジの教育に対抗する目的で作られたのが1826年のユニヴァーシティー・カレッジ・ロンドン（UCL）である。その後、1836年には試験機関としてロンドン大学が設立された。もう一つの系統は、1850年代以降に各地方都市で設立された「市民大学」である。これらの近代の大学についての研究としては、以下のようなものがある。

まず、ロンドン大学に関しては、ハート（1986）による研究が有名である。UCLに関する研究には、ベロット（1929）やハート&ノース（1979）などがあり、特にベロットの研究は、設立初期のUCLの歴史を知る上で非常に有用である。

市民大学の発展については、アーミテージ（1955）、

サンダーソン（1972）などの研究が主なものである。アーミテージは、各市民大学の発展について、時系列的に記述した。また、次節でも述べるとおり、サンダーソンは市民大学の発展を非常に高く評価した。しかしながら、このような複数大学に跨る歴史的研究は数が少なく、何かの論点に関して議論が交わされるとは言い難い。その一方で、各大学史研究は、設立当初から現代に至るまで多数出版されてきた。代表的なものとしては、シェフィールド大学史のチャップマン（1955）、サウザンプトン大学史のパターソン（1962）、バーミンガム大学史のアイヴス他（2000）などが挙げられる。各大学史は、その性質上、何かを論じるというよりは歴史的事実を羅列するという傾向が強い。

市民大学は、旧市民大学と新市民大学に分類される。これは大学としての設立年に照らし合わせた分類であり、比較的分かりやすい。とはいえ、各大学の設立目的、発展の仕方、設置者と後援者、カリキュラムなどは、多様である。一般的に市民大学は、地方都市において地方の産業振興のために作られた教育機関であると見なされることが多いが、必ずしも一括りにはできない。また、前述の通り複数大学にまたがる包括的な市民大学研究は少なく、市民大学設立の意義について研究者の間で評価が定まっているわけではない。したがって、各市民大学には相違点もあることを考慮しつつ、慎重に検討・評価する必要がある。

3. 市民カレッジと科学技術、補助金交付に関する研究動向

19世紀後半から20世紀初頭にかけての市民大学の発展に関する様々な議論は、主に、①教育と経済発展の関係はいかなるものであったか、②科学技術が市民大学において浸透したか否か、③市民大学への補助金交付開始はどのように評価できるか、についての研究の中に見出すことができる。

このうち、①については、主にウィーナ（1984）の説（イギリス経済衰退の要因はパブリックスクールやオックスブリッジなどといった威信の高い教育機関に根差していた反産業主義）の是非が主要な論点である。この説には多くの反論が寄せられており、主な論者としては、サンダーソン（1988など）、ロスブラット（2000）、福石（2002）、松本（1998、2005）等が挙げられる。サンダーソンや福石は、エリート教育機関卒業生がむしろ実業界に進んだことをもってウィーナ説に反駁を加えた。また、サンダーソンやロスブラッ

トとして松本は、市民大学の発展をもって技術教育が当時から重視されていたことを主張し、ウィーナ説への反論を試みている。

次に、②については、①におけるウィーナ説の反論者たちの主張、つまり、市民大学における科学技術の発展の重要性の是非が議論されているといえる。たとえば上述のサンダーソンやロスブラット、松本などがそれに当たる。彼らの市民大学への評価に疑義を挟むのがロウ（1989, 2000）やヴァーノン（1998, 2001, 2004）広瀬（2007）である。彼らは、当時の大学教育において技術教育が周辺に押しやられたことを共通して指摘している。ただし、その理由に関しては、彼らの間には相違点がある。

ロウ（1989, 2000）は、市民大学が20世紀初頭の10年間で技術教育志向から教養教育志向へと変わったことを指摘した。つまり、技術カレッジが徐々に人文学重視にシフトし、設立当初は各カレッジにおいて中心的だった技術教育が軽視されるようになっていったというのである。このような市民大学の「退却」は、彼によれば、既存大学のモデルの強固さに起因するものであり、そのようなモデルに「同化」することを望む市民大学による自発的な変革であった（ロウ 2000：44）。そして彼は、市民大学はオックスブリッジ型の教育にシフトしたが、それがゆえにオックスブリッジを頂点とし、市民大学がその下に位置する厳格なヒエラルキーが出現したということも指摘している（ロウ 1989：226）。

広瀬（2007）は、技術教育、特に工学教育に焦点を当てて、当時の技術者養成において大学が果たした役割を分析した。彼によると、実地訓練は必須のものとされた一方で大学での学習は技術者専門職団体によって技術資格獲得の必須要件とされなかったために、大学における技術教育は隆盛しなかった。当時は徒弟制が優勢で、大学で学んだ上に実地訓練を受けるよりも少ないコストで資格を取得することが可能であったので、技術者を目指す若者にとって大学は非常に魅力な進学先というわけではなかった。

その一方で、ヴァーノン（2001）は、1889年開始の大学・カレッジへの補助金交付を通じて、国家によってアーツアンドサイエンスが大学教育の中心に据えられ技術教育は周辺に追いやられたことを指摘している。この指摘は、以下の③の論点につながる。

最後に、③の市民大学の補助金交付開始についての評価は、②に関する諸研究と同様、市民大学と科学技術の関係について、どのようなものとみなすかによっ

て評価が分かれている。カードウェル（1989）などの科学史の研究家は、科学技術教育機関である市民大学が国庫補助金を得たことに注目し、その交付額は少なかったとは言え、重要な変化であった一つまり、決してイギリスにおいて技術教育は軽視されていなかったと強調した（Vernon 2001：252）。市民大学と科学技術の関係について対照的な評価を下すヴァーノン（2001）は、そのような国庫補助金が技術教育科目ではなくアーツアンドサイエンスの科目に対するものという名目で拠出されたことに注目し、技術教育が重視されていたとはとても言えないと主張した。また、補助金をアーツアンドサイエンスに限定して交付することで、各カレッジが技術教育中心主義からアーツアンドサイエンスにもカリキュラムの範囲を広げるようになったことを示唆した。この指摘は、市民大学が自己改革によって「規範的教育機関」になったのだという前述のロウの主張とも対照的である。国家の関与という意味ではロウも20世紀初頭に政府が高等教育に対して統制や指導を行ったと言及している（2000：48）が、これは補助金交付の開始や、高等教育に関する政府機関の増加という事実それ自体についての評価であるので、国家の関与が市民大学の在り方を変化させたというヴァーノンの評価とは大きく異なっていると言える。加えて、ロウが20世紀初頭に注目しているのに対して、ヴァーノンは1889年から関与があったと見なしており、この点でも両者の見解には相違がある。

4. 市民カレッジの大学昇格に関する研究動向

イングランドの大学設置認可の方式は、チャータリング方式である（横尾 1975ほか）。設立の過程において勅許状を必要としなかったオックスブリッジを除いて、イングランドにおける大学設置には、国家からのお墨付き、つまり国王の勅許状が必要不可欠であった。この方式は、1836年のロンドン大学設立時に確立されたものであり、19世紀末～20世紀初頭の一連の市民大学設立においても1960年代の「新大学」設立においても適用された、「伝統」と言える。1992年継続・高等教育法によるポリテクニクや高等教育カレッジの大学への昇格からもわかるように、現在ではチャータリングが唯一の大学設置認可の方法ではなく、それでもなお、チャータリングは重要な考察対象の一つであることは疑いない。特に、国家と大学との関係という観点から考えると、国家がいかにして大学にお墨付きを与えたのか、その過程を分析

することは有益であると言えよう。

チャーターリングは、オーストラリアやカナダなど英連邦諸国でも採用されている(安原 1990:71)とはいえ、イギリスで発展した独自の大学設置認可方式であるといえる。こうした独自性は、ニューの指摘からも分かる。つまり、現代の各国における高等教育改革を考える際に、イギリスの大学は勅許状によって保証される独立の団体であるために、他の国と同じように扱うことはできないのである(Neave 1980:58)。このようにイギリスの大学を考察する上で必要不可欠な勅許状交付による設置認可であるが、しかしながら、勅許状について分析した先行研究は数少なく、十分な蓄積があるとは言い難い。以下、勅許状について言及した主な研究を整理・検討する。

バーダール(1959)は、(おそらく当時の)勅許状交付過程について明らかにしている。彼の記述によると、勅許状請願が出されて特別委員会が任命されたことが官報に印刷された後、議会からの反対がないか30日間留め置かれる。反対がなければ、調査委員会と請願者との間で、勅許状の草稿の詳細についての交渉が始まる。その際、他の関係者(内務省や大蔵省、UGCなど)とも非公式に相談する。通常9ヶ月ほど後に、もし委員会と請願者との間で合意に達していたら、諸手続きを経て草稿が認められ、勅許状が交付される。以上が概略であるが、彼の指摘で重要なのは、勅許状が申請者の要求通りに無条件に交付されるものではなく、拒否されたり修正されたりしうるものである、という点である。これは、勅許状交付過程における認可者すなわち国家の関与の可能性を示唆するものである。にもかかわらず彼は、この点について特に重視しておらず、国家—大学間関係はUGCによって配分される補助金に集約されるものであるという論調で終始一貫している。

横尾(1975)は、大学の設立方式を大陸型(大学の設立者と認可者が同じ)とイギリス型(設立者と認可者が異なる)に分け、後者について検討した。彼によれば、イギリス型は、中世のギルドとしての大学の伝統を受け継ぐものである。そもそも公権力によるお墨付き(勅許状や教皇教書など)が大学に出されるようになったきっかけは、当時の新設大学が既存の大学に対抗するために、教皇や皇帝、国王のお墨付きを与えたことであり、それにより大学は様々な特権を享受するようになった。その反面、勅許状や教皇教書は「大学を育成強化するとともに、体制の中に組み込(Ibid.:64)」むものでもあった。このような中世大学の「伝

統」はイギリス型の設立方式で独特の発展を遂げる。イギリス型において、大学は、学徒の集団であって国家の機関ではない半面、国家によるお墨付きがなければ存在しえないものであった。勅許状により、大学は「大学の自治(Academic Freedom)」の権利、つまり、法人としての特権と教育・研究団体としての諸特権を得たのであるが、その自治権は無制限ではなかった。勅許状による大学の特権の「歯止め」は、まとめると、①大学には勅許状が必要不可欠であった、②多くの大学において外部から監察する視察者(Visitor)が置かれた、③学則(Statute)の制定などに国王つまり枢密院の承認が必要とされた、という3点である。彼は、このような「歯止め」の存在について、「たとえ大幅な自治権を認められた法人としての大学といえども、なお国王と議会という最高権限のワク内で存在し行為する、という制約は免れていない(Ibid.:72)」と指摘した。

以上のような横尾の論考は、イギリスの大学設立方式についての先行研究の蓄積が少ない中で非常に多くの情報を提供するものであり、また、勅許状のもたらす特権と歯止めの両面について言及している点で非常に重要なものである。しかしながら、認可者つまり国家による認可の際の大学への関与について考察していないという点で限界がある。さらには、いくつかの市民大学や「新大学」を例にとって勅許状交付過程について述べているが、一次資料を用いての分析ではないため、より詳細な検討が必要であるといえる。

安原(2008)は、イギリスの大学設置形態の歴史について分析した。彼は、法人団体であるイギリスの大学が設立されるまでの過程について、そのほとんどが最初は学位授与権や研究機能を持たないカレッジとして設立され、徒弟期間を経てから大学昇格を枢密院などに申請し、それが認められて初めて大学として認可されたことを指摘した。カレッジや自治体の権威などによる大学設立のための勅許状を求める動きは、自治体のプライドがかかる一種の運動であり、その運動の中でアーツや文学(arts and literature)を含むカリキュラム、財政や学生数の保障が希求された(Ibid.:46)。大学の法的根拠は多様で、「慣習法による法人(civil corporations)」、「勅許状による法人(chartered corporations)」、「高等教育法人(higher education corporations)」、「非営利有限会社(companies limited by guarantee)」などがあった(Ibid.:27)。また、カレッジの設置形態に関しても、UCLは「株式会社(joint stock company)」、LSEは「非営利有限会

社 (companies limited by guarantee)」、マンチェスターやシェフィールド、バーミンガムのカレッジは「信託財団 (established under a trust deed executed by the founding benefactor)」など、様々であった (Ibid.)。安原の強調点は、イギリスの大学は「国家によって設置された施設や行政機関であったことは、中世以来800年に及ぶその長い歴史を通じて一度たりともなかった (Ibid. : ii)」, 自治法人団体であるということである。また、その設置認可つまり枢密院による勅許状交付は「個別審査」であり、「個別手造り方式」と呼べるものであったと評価している。安原の研究は、設立形態が独特なノース・スタッフォードシャー・カレッジ (キール大学の前身) への勅許状を取り上げるなど、大学の設置形態の多様性を指摘しており、重要な知見を提供している。その一方で、上述の通り勅許状交付を「個別手造り方式」であるとみなしているためか、交付過程のパターンやメカニズムといったものを導出することには重点が置かれていない。

1898～1923年に枢密院の書記官 (Clerk of Privy Council) を務めたフィッツロイ (1928) は、枢密院の歴史についての著作を残している。その中で彼は、1900年のバーミンガムへの勅許状交付を皮切りに、勅許状を得た市民カレッジが市民大学に昇格したという事実について、2ページのみだが言及した。彼によれば、バーミンガムの設立は、かつてのバーミンガム市長かつ当時の植民地大臣であったジョセフ・チェンバレンの庇護 (aegis) の下で成し遂げられたものであった。この点については、1925年に出されたフィッツロイの自伝に以下のような記述がある。「1900年2月21日…私には、新しいバーミンガム大学に関してチェンバレン氏に言うことがたくさんあり、彼が問題について最も気持ちよく議論する準備ができていると感じた。彼はすでに私の支援について心から感謝していた。(1925 : 34)」フィッツロイの記録は、当時の勅許状交付に深く関わった関係者の記録という意味で貴重なものである。しかし、バーミンガム大学成立に係るチェンバレンとフィッツロイの関与については、その詳細が語られていない。チェンバレンやフィッツロイなどの関係者がどのような議論を経てバーミンガム大学への勅許状交付を決定したのかについて掘り下げることによって、当時の勅許状交付のいわば「条件」を浮き彫りにすることが可能になると言えよう。

最初の市民大学であるバーミンガム大学の誕生については、サマーセット (1934) も、当時のメイソン・カレッジ・バーミンガムの古典語教授であったゾンネ

ンシャインの手記をもとに、その経過について述べている。バーミンガム大学の特徴として、①十分な学部組織、②教授の義務の一部としての研究、③教授の権利としての教授の自由、④教授の終身雇用、の4点を先進的に導入したことが挙げられる (Somerset 1934 : 23-4)。サマーセットの研究は、このような先進性が生まれるに至った過程について、ゾンネンシャインとチェンバレンの動き、そしてカレッジ内部の議論について詳細に記述しており、資料的価値が非常に高い。その一方で、設立者/勅許状申請者であるカレッジ側の記録しかなく、認可者の動きや両者の関わりなどについては言及がないため、勅許状交付における申請と認可の両側面を描き出したものとは言えない。また、カレッジ内部で勅許状申請が決定されるまでの議論しかカバーされていないが、実際には、(バーダールの指摘にもある通り) 申請後にも枢密院や議会などとのやり取りがあり、そこにも注目する必要がある。

勅許状交付過程における国家の関与については、ヴァーノン (2004) がリーズやリヴァプールの大学昇格に係る資料を用いながら触れている¹⁾。彼が紹介した公文書は、勅許状申請を受けて枢密院がカレッジ側に関与したことを明確に示している。しかしながら、枢密院の関与はどの範囲にわたってどの程度の影響力があるものであったのかについてはまでは分析していない。ヴァーノンの勅許状についての評価は、勅許状は国家によってしか認められないという意味で国家には「究極的」な影響力がある、というものであるが、勅許状に関する包括的な分析を行っているわけではなく、簡単な指摘にとどまっていると言える。

以上のような研究を整理すると、イギリスの大学への勅許状交付過程において国家の大学への関与があったことは先行研究から明らかになっているが、その関与の実態については十分に検討されているとは言い難い状況にあることがわかる。また、各大学によって勅許状獲得までの経緯はそれぞれ異なっていたために、全体としてどのような傾向があったのかについても検討されてこなかった。それゆえ、それぞれの大学昇格の事例から、その昇格条件や大学の理念などといったものを抽出し、理論化することが必要であると言えるだろう。

5. UGCの設立に関する研究動向

大学補助金委員会 (UGC) は、イギリス全土の大学・カレッジに対して補助金配分を行う機関として、

1919年に設立された。課題設定の節でも述べたとおり、UGCは非常に評価の高い国家と大学との「緩衝装置」であり、かつてのイギリス補助金制度のいわば「理想」であったため、UGCが廃止されてからは再検討しようという動きは非常に少なかった。むしろ、UGCの代わりに設立されたUFCやHEFCs等が政府の政策や意向に従うよう求められるようになったことで、UGCに対する評価はより高くなったとさえ言えるだろう。高等教育史の分野でも、2. で述べたとおり各大学史についての研究は発達しているものの、複数大学を対象とする研究が重視される傾向にはないので、こちらでもUGCについては研究が発展しているとは言えない状況にある。UGC研究の停滞は、シャトックのように、イギリスの大学に「制度」は馴染まないと思える者が少なからずいることに起因しているのかもしれない。

このような経緯から、1990年代以降はUGCに対する研究は下火になったが、これまでのUGC研究の総数はかなりの数に上る。その論点は、①UGCの所管問題、②UGCの性格についての評価、の2つが主たるものである。以下、それぞれについて取り上げた研究について確認する。

第一に、UGCの所管問題である。UGCは、1919年に大蔵省管轄の委員会として設立された。UGCの前身の補助金に関する諮問委員会の開始は1889年であるが、その際も管轄省庁は大蔵省であり、1911年には教育院に移管されるも、1919年に大蔵省に再移管されたのである。このような委員会の所管の変遷については、日本においても、海外の研究においても、国家が大学自治の意図をもって示すものとして扱われている。つまり、大蔵省という教育とは関係ない省庁に委員会を置くことで、大学やカレッジに介入してくるかもしれない教育院の影響力を最小限に抑えられると考えられていた、という主張である。その代表的論者であるバーダールは、「政府は明らかに(引用者註: 視察は自由だが、統制はあってはならないという)立場に同意した。その理由は、その委員会が…1919年に作られた時、教育院下ではなく大蔵省下に設置されたからである(Berdahl 1959: 58-9)」と述べた。シンもまた、「委員会を監督する政府機関としての大蔵省は、高等教育に関する詳細な知識も、その目的やプロセスに関する専門知識や経験も持っていないという限りにおいて、その委員会に多大な自由を与えた(Shinn 1986: 44)」とし、UGCが大蔵省の管轄下に置かれたことを評価した。同様に、日本においても非常

に高く評価されており、兵頭(1965)、馬場(1968, 1969, 1974など)、崎谷(1975)等がその担い手である。

このような教育以外の省庁に委員会が置かれたことを大学自治の理念的源流であると見なす説には、アシュビー&アンダーソン(1974)から反論が寄せられた。彼らは、当時の政治家であるホルディーンの教育への関わりについて論じた研究の中で、UGCの所管が大蔵省になった背景には行政的な問題があったことを示し、UGCの大学の自治保護の性格はあくまでも「結果的な利点」(Ashby and Anderson 1974: 152)に過ぎないと指摘した。行政的な問題とは、教育院がイングランドとウェールズのみを対象とした省庁であったために、連合王国全土を対象とする大学補助金委員会の管轄省庁にはなりえなかった、ということである。この指摘は重要なものであるが、オーウェン(1980)²⁾などごく一部の研究を除いて取り上げられることはなく、また、検討されることはほとんどなかった。なぜこの反論があまり注目されなかったのか理由は定かではないが、可能性として考えられるのは、アシュビー&アンダーソンの研究の目的はあくまでもホルディーンの教育問題への関与についてであり、UGCそのものについてはその分析の対象外であったことである。しかも、ホルディーンはUGC設立に直接関わっていないので、この研究の中でも周縁的なエピソードの一つとしてしか扱われておらず、数ページ割かれているに過ぎない。このように、有力な対抗仮説があるにもかかわらず、UGCが大蔵省に置かれたことについてはバーダール(1959)以降、大学自治の観点から高く評価されたままであると言える。

第二の論点であるUGCという組織の性格についての評価は、上述の所管問題とも密接に関連している。つまり、大蔵省に置かれたことを強調するバーダールやシンなどの論者は、UGCは大学の自治を保護する組織であるとみなしているのである。しかしその一方で、大蔵省に置かれたことには焦点を当てずに、論を展開している研究者もいる。例えば、ハッチンソン(1975)は、UGC設立前史について述べたが、その関心は所轄問題ではなく、いかなる経緯をもって大学補助金に関する委員会が組織され、オックスブリッジなども含めたすべての大学を対象とするUGCが出来上がったのか、ということにあった。彼は、1918年11月23日に開かれた政府と大学の会合やその前後に両者の間で交わされた議論に注目している。ムーディー(1983)は、1919年からの約60年の間で、UGCは「緩

衝装置」から変化したことを指摘した。彼によれば、UGCは前身の諮問委員会任命時（1889年）から性格が変わっていないが、1963年（この年に管轄が教育省になった）に「緩衝装置」から政府と大学の「継ぎ手（coupling）」としての役割が求められるようになり、性格が変化した³⁾。このように彼の研究の目的は1919年以降のUGCの性格の変遷であるが、前身の諮問委員会については、UGCと同じ性格を持つものと見なしている。その他、UGCの委員を務めたフライ（1948）による回顧録的な論文などもある。これらの研究は、必ずしもバーダールやシンなどの説と対立するものではないが、強調点が大きく異なっていることに注目する必要がある。

日本におけるUGC研究は、基本的にはバーダール等のそれと軌を一にしているが、国家と大学との関係を「support without control」と表現することが多い（馬場 1968、山本・山崎 1958など）という点において、多少の違いが見られる。実際には、例えばバーダールのUGC観は日本の研究者のそれと非常に近い⁴⁾のであるが、「support without control」という表現は、イギリスなど英語圏におけるUGC研究ではほとんど使われていない表現であるにも関わらず、イギリスの大学補助金やUGCの性格を言い表す言葉として定着している。「support without control」の原則は、国家—大学関係にとって、さらには日本の私学助成にとっても理想であると考えられているのである。

以上のような研究は全体的にUGCが国家から自由な存在であったことを強調したものであるとまとめることができるが、一方で、国家の影響力の強さを指摘する研究も少数ながらある。例えば、サルター&タッパー（1994など）は、UGCを「国家の官僚化された機関」と見なし、高等教育における国家の役割を強調した。ヴァーノン（2001）は、彼らに同調しつつ、UGCが設立された1919年以降だけではなく、それよりもっと前—大学やカレッジへの補助金交付が開始された1889年—から、国家は高等教育領域において強い影響力を持っていたのだと主張した。これらの分析は、UGCを大学自治と政府のニーズを両立させるものと評価するバーダールとは明確に立場を異にしている。また、大学補助金問題を「paying the piper」と形容したシン（1986）は、政府が大学に補助金を拠出することが政府の関与をもたらす可能性があることを暗に示唆しているが、あくまでも示唆にとどまっているために、実際に彼女が政府の関与をどのように評価していたのかを読み取ることは難しい。全

体的な論調からみると、通説的なUGC観を支持しているように解釈するのが自然であると言えるだろう。ヴァーノンはそれを意識して2001年の論文のタイトルを「calling the tune」とし、国家の関与を強調した。

6. 考察とまとめ

以上のように本稿では国家—大学間関係の歴史に関わる先行研究を整理してきた。UGCを国家と大学との理想的な関係を体現するものであるとみなし、その性格は前身の補助金諮問委員会から引き継がれたものであるとするバーダールの研究は、多くの論者が参照する「権威あるauthoritative（Moodie 1983：333）」ものである。日本においてもこの説は受け入れられており、「support without control」と表現されてきた。その一方でバーダールのUGC論＝国家と大学の関係論には反論も寄せられている。その代表格であるヴァーノン（2004）は、UGC設立前史に注目し、国家が補助金や勅許状を通じて大学／カレッジに影響力を行使していたことを指摘した。ヴァーノンの指摘は一次資料に基づくものであり信頼性が高い反面、バーダールの説に対してUGCという組織をどう評価するのかという部分には踏み込んでいない点で限界があるといえる。

19世紀以降に近代的大学が設立されてから、イギリスの高等教育においてはいくつかの重要な変化があった。それは以下の4つ—①ロンドン大学や市民大学といった近代的大学の設立、②近代的大学に対する補助金の開始、③市民大学の大学昇格、そして④イギリス全土を対象とする統一的な補助金委員会の設立—に分けることが可能である。その節目節目で国家が大学に様々な形で関与しようとしてきたことは様々な研究から示唆されているが、包括的な研究はほとんど見当たらないことが本稿のレビューから明らかとなった。特に、国家の関与を「制度」や「政策」という視点から分析した研究が管見の限り見当たらないことは重要である。

イギリスにおける国家と大学の関係は、近代的大学の設立・発展とともに国家のイシューとなり、UGC設立を以て一つの到達点に達した。制度や政策と呼べるものがあつたか否かという分析視角を持ちつつ、本稿で取り上げたような論点を詳細に検討し総合的に評価することが、今後の課題である。

（指導教員 勝野正章准教授）

註

- 1) 「最初の市民大学」であるパーミンガムの勅許状に関しては、ほとんど資料がないとしている。
- 2) オーウェン (1980) は、①UGCの起源、②大蔵省所管となった理由、③委員の変化の意義、④1946年以降の委員会の仕事の主要な変化、⑤委員会の「緩衝装置」としての役割、という5つの問いについて検討している。
- 3) UGCの役割の変化については、シャトック & バーダール (1983) も言及している。彼らの分析によると、役割は以下のような変遷をたどった。すなわち、1919-63年のUGCは「緩衝装置」としての役割が重視されており、特に第二次世界大戦終戦まではその傾向が強かった。1963年以降1979年までは、UGCは積極的な役割を果たしたが、国家の大学に対する要求に答えなければなくなり、役割が変化した。1979年以降のUGCは、再び大学問題に対して指揮を取るようになった。彼らの結論はムーディーのそれと同一ではないものの、教育省に移管された1963年にUGCの役割が変化したことを主張するなど、多くの点で共通性があると言えるだろう。
- 4) たとえば馬場 (1968) は、国庫補助金交付の最初期から「support without control」の原則は貫かれていたのだと評価している。

引用文献

- Armitage W.H.G. (1955) *Civic Universities: Aspects of a British Tradition*. London: Ernest Benn Ltd.
- Ashby, E., and Anderson, M. (1974) *Portrait of Haldane at Work on Education*. London: Macmillan
- 馬場将光 (1968) 「イギリスにおける大学財政国庫補助制度の成立 (2) —イングランドへの国庫補助金の交付—」『東京教育大学大学院教育学研究集録』第7集, 29-38頁
- 馬場将光 (1969) 「イギリスにおける大学財政国庫補助制度の成立 (3)」『東京教育大学教育学部紀要』第15号, 27-38頁
- 馬場将光 (1974) 「自由主義諸国の大学問題」梅根悟監修『世界教育史大系 大学史 I』318-332頁
- Bellot, H.H. (1929) *University College, London: 1826-1926*. London: University of London Press
- Berdahl, R.O. (1959) *British Universities and the State*. Berkeley: University of California Press
- Berdahl, R.O. (1990) 'Academic Freedom, Autonomy and Accountability in British Universities'. *Studies in Higher Education*. 15 (2), pp. 169-180
- D.S.L.カードウェル (1989) 『科学の社会史—イギリスにおける科学の組織化』宮下晋吉・和田武編訳, 昭和堂
- Chapman, A.W. (1955) *The Story of a Modern University: A History of the University of Sheffield*. London: Oxford University Press
- Fitzroy, A. (1925) *Memoirs*. Volume 1, London: Hutchinson
- Fitzroy, A. (1928) *The History of the Privy Council*. London: J. Murray
- Fry, M. (1948) 'The University Grants Committee: An Experiment in Administration'. *Universities Quarterly*. 2, pp. 221-230
- 福石賢一 (2002) 「二十世紀英国における企業経営者の類型変化—社会移動と学歴—」『日本の教育史学』第45集, 257-276頁
- Harte, N. and North, J. (1978) *The World of University College London 1828-1978*. London: University College London
- Harte, N. (1986) *The University of London, 1836-1986: An Illustrated History*. London: Athlone Press
- 広瀬信 (2007) 「イギリスにおける技術者養成の特質と工学教育の発展—1830年代末~1930年代末」『日本の教育史学』第50集, 136-147頁
- Hutchinson, E. (1975) 'The Origins of the University Grants Committee'. *Minerva: A Review of Science Learning and Policy*. Xiii (4), pp. 583-620.
- 兵頭泰三 (1965) 「イギリスの大学補助金委員会制度」『京都大学教育学部紀要』第11号, 135-151頁
- Ives, E., Drummond, D. and Schwarz, L. (2000) *The First Civic University: Birmingham 1880-1980: An Introductory History*. Birmingham: The University of Birmingham
- R.ロー (1989) 「高等教育における構造変動 1870-1920年」D.K. ミュラー・F.リッガー・B.サイモン編『現代教育システムの形成—構造変動と社会的再生産 1870-1920』望田幸男監訳, 晃洋書房, 223-246頁
- R.ロウ (2000) 「イングランドにおける高等教育の拡張」K.ヤーラオシユ編『高等教育の変貌1860-1930—拡張・多様化・機会解放・専門職化—』望田幸男他訳, 昭和堂, 29-50頁
- 松本純 (1998) 「世紀転換期イギリスにおける科学・技術教育と企業家の対応—市民大学の分析を中心に」『商学研究論集』9, 97-113頁
- 松本純 (2005) 「イギリスにおける実業教育振興の萌芽と市民大学設立運動」『松山大学論集』16 (6), 41-69頁
- Moodie, G. (1983) 'Buffer, Coupling, and Broker: Reflections on 60 Years of the UGC'. *Higher Education*. 12, pp. 331-347
- Neave, G. (1980) 'Accountability and Control'. *European Journal of Education*. 15 (1), pp. 49-60
- Owen, T. (1980) 'The University Grants Committee'. *Oxford Review of Education*. 6 (3), pp. 255-278
- Patterson, A.T. (1962) *The University of Southampton: A Centenary History of the Evolution and Development of the University of Southampton, 1862-1962*. University of Southampton
- S.ロスブラット (2000) 「イングランドにおける高等教育の多様化」K.ヤーラオシユ編『高等教育の変貌1860-1930—拡張・多様化・機会解放・専門職化—』望田幸男他訳, 昭和堂, 123-143頁
- 崎谷康文 (1975) 『英国の大学行政—大学補助金委員会 (UGC) の歴史 1919-1972—』
- Salter, B. and Tapper, T. (1994) *The State and Higher Education*. The Woburn Press
- Sanderson, M. (1972) *The Universities and British Industry, 1850-1970*. London: Routledge&Kegan Paul
- Sanderson, M. (1988) 'The English Civic Universities and the 'Industrial Spirit', 1870-1914'. *Historical Research*. 61 (144), pp. 90-104
- Shattock, M., and Berdahl, R. (1984) 'The British University Grants Committee 1919-83: Changing Relationships with Government and the Universities'. *Higher Education*. 13 (2), pp. 471-499
- Shattock, M. (1994) *The UGC and the Management of British Universities*. Buckingham: SRHE and Open University Press
- Shinn, C.H. (1980) 'The Beginnings of the University Grants Committee'.

- Journal of the History of Education*. 9 (3), pp. 233-243
- Shinn, C.H. (1986) *Paying the Piper: The Development of the University Grants Committee 1919-1946*. London: The Falmer Press
- Somerset, E.J. (1934) *The Birth of a University: A passage in the life of E.A. Sonnenschein*. Oxford: Blackwell
- Vernon, K. (1998) 'Civic Colleges and the Idea of the University'. in M. Hewitt, (ed.) *Scholarship in Victorian Britain (Leeds Working Papers in Victorian Studies)* pp. 41-52
- Vernon, K. (2001) 'Calling the Tune: British Universities and the State, 1880-1914'. *History of Education*. 30 (3), pp. 251-271
- Vernon, K. (2004) *Universities and the State in England: 1850-1939*. London: RoutledgeFalmer
- M.J.ウィーナ (1984)『英国産業精神の衰退—文化史的接近』原剛訳、勁草書房
- 山本敏夫・山崎恒夫 (1958)「イギリスの教育と大学」大学基準協会編『外国における大学教育』大学基準協会
- 安原義仁 (1990)「イギリス高等教育の水準維持方式—学位授与審議会の役割とその変化」飯島宗一・戸田修三・西原春夫編『大学設置・評価の研究』東信堂, 71-89頁
- 安原義仁 (2008)『イギリスの大学・高等教育機関の設置形態に関する歴史的研究』(平成17年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究C) 研究成果報告書)
- 横尾壮英 (1975)「イギリスの大学勅許状(ロイヤル・チャーター)と設立方式に関する断章」『大学論集』第3号, 60-73頁